

制定	平成21年10月1日	中国運輸局公示第92号
改正	平成23年2月4日	中国運輸局公示第89号
改正	平成25年10月1日	中国運輸局公示第38号
改正	平成28年11月30日	中国運輸局公示第52号

# 公 示

## 特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等 の基準について

特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を下記のとおり定めたので  
公示する。

平成21年10月1日

中国運輸局長 原 克彦

## 記

### 特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準

特定旅客自動車運送事業者に対して道路運送法（昭和26年法律第183号）第43条第5項において準用する同法第40条の規定に基づく行政処分等を行うときは、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月30日中国運輸局公示第50号）を準用するものとする。

附 則（平成21年10月1日 中国運輸局公示第92号）  
この基準は、平成21年10月1日から適用する。

附 則（平成23年2月4日 中国運輸局公示第89号）  
この基準は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年10月1日 中国運輸局公示第38号）  
この基準は、平成25年11月1日から適用する。

附 則（平成28年11月30日 中国運輸局公示第52号）  
この基準は、平成28年12月1日から適用する。